

京都府鴨川条例点検・見直しワーキンググループの設置について

京都府鴨川条例（平成19年7月10日府条例第40号）（以下「条例」という。）も平成20年4月1日の全面施行から早9年が経過しようとしているため、社会情勢の変化等に鑑み、条例第27条の規定により条例の点検・見直しを進めることとし、京都府鴨川条例点検・見直しワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置し、1年程度を目処に議論を進める。

1 点検・見直しの論点

（1）基本理念や各主体の責務（条例第2、3～5条）

- ・昨今の社会情勢等の変化に合わせて見直す必要はないか。

（2）総合的治水対策の推進（条例第6条）

- ・平成24～26年度に京都府内で発生した3年連続の豪雨災害や一昨年の鬼怒川の氾濫など昨今の水害に鑑み、追加すべき項目はないか。

（3）鴨川環境保全区域（条例第8、9条）

- ・行為の制限内容や区域はこのままで良いか。

（4）鴨川納涼床に係る審査基準（条例第14条）

- ・治水上、景観上等の視点から見直す必要はないか。

（5）禁止行為（条例第16～23条）

- ・バーベキューや打ち上げ花火等の禁止項目、禁止区域はこのままで良いか。

（6）その他

- ・その他追加すべき項目はないか。

2 その他

ワーキンググループのメンバーは鴨川府民会議メンバーで構成することとし、メンバーについては座長と事務局で相談の上決定したい。